（別添）

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（遠隔ICU部分）

（交付の対象）

３．この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

1. 医療施設運営費等補助金（都道府県等）

②　救急医療体制強化事業

ウ．遠隔ICU体制整備促進事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

（ア）　（略）

（イ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に

対して、都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

４．この補助金の交付額は、次の（１）から（４）により算出された額の合計額とする。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

（１）医療施設運営費等補助金（都道府県）

②救急医療体制強化事業の交付額は、次のアからエにより算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの

とする。

ウ 遠隔ICU体制整備促進事業

1. （略）
2. 都道府県が補助する事業

ａ 次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ｂ ａにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．基準額 | ２．対象経費 |
| １か所当たり次により算出された額の合算額     1. 支援側医療機関   26,000千円＋59,576千円  ×１日あたり平均運用時間  ／24時間     1. 依頼側医療機関   6,000千円    ※なお、事業期間が１年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。 | 職員基本給職員諸手当通信運搬費雑役務費  社会保険料委託費（システム運用費、システム保守経費）    ※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。  通信運搬費雑役務費  委託費（システム保守経費） |